

人事極秘

小松原特報部第一〇號

國境事件ニ關スル特別報告

陸軍大臣 枝垣征四郎殿

第二十三師團長 小松原道太郎

首題ノ件陸軍報告規程第四條第三項ニ依リ別紙ノ通り報告ス

131217
444
軍務課

軍省
13.12.21
第廿二十一師團

國境事件、關スル顛末

別紙

陸

軍

一發生日

十一日十時頃

二原因

對敵警戒ハヲ缺キ不用意ニ敵ニ接近シタルニ起因シテ
敵、乗スルトコロトナリタリ

三狀況

(1) 十一日「ツアグンヌーラ」監視哨長歩兵第七十二聯隊第十一中隊附歩兵少尉砂原正嗣ハ監視哨ニアリ

(2) 附近ヨリ敵兵一名敵領内シル方向ニ前進スルヲ發見ス
此時迄砂原少尉ハ從來敵ノハニ間、通過ニ至スル時
間常ニ甚シク大ナルヲ申送ニテ承知シアリタルヲ以テ
(イ) 前方ニ於ケル敵ハ果シテ如何ナル行動ラナシアル
又或ハ(イ) 前方地區ニ敵ク或種施設ヲナシアルニア

(二) サルヤリ疑ヒテ確シントシ航空兵伍長柳田儀平歩兵上等兵平湯收續ヲ率ヒ監視哨ニ残置セル中尾伍長ニ萬一、場合、對敵處置ヲ命シ(イ)ニ向ニ前進ス

(二) (ルニ至ルヤ敵兵ヲ發見セルモ艤テ敵方ニ去リ異常ナキヲ知ル同時砂原少尉ハ口附近ニ敵ニ三名徘徊シアルヲ發見ス

(三) 砂原少尉ハ該敵ヲ威嚇シ又該敵兵ニシテ若シ越境スルコトアラハ直ニ之ヲ驅逐スル目的ヲ以テ監視哨ニ連絡スルコトナク概ネハ附近ヲ經テ口ニ向ニ前進スルニ決ス

當時砂原少尉柳田伍長ハ各自拳銃ヲ又平湯上等兵八三ハ式歩兵銃ヲ携行シアリ

(四) 附近國境界標附近(萬領内)ニ来ルヤ先ニ目認セシ

陸軍

0280

敵ハ敵領方面ニ後退姿ヲ沒シタルヲ認メ更ニ前方ニ前進
國境線ニ確認セントスル、新ナル企圖、下ニ前進シ續行ス
(五) 國境標界内五十米附近(標界石、在ル地點ナレラ以テ
國境内ナルコト明瞭ナリ)=至ルヤ不意ニ敵騎五名、急襲
スルトコロトナリ其馬上射撃ヲ受ケ應戦セシモ柳田貢
平湯上等兵相次テ倒レ(西名戰死シタルヤ重傷ナリヤ確
認スル能ハサリキ)砂原少尉又敵、包圍スルトコロトナリ、自
ラ墨刀ヲ揮ヒ之ニ對セシニ敵後退シ柳田伍長平湯上等
兵、倒レシ約三十米前方ニ下馬停止シ砂原少尉向ニ銃
ヲ擬セリ彼我、距離約六七十米ト推察セラルヘク當時
砂原少尉ハ敵ハ自己ヲ捕獲セントスルノ企圖ヲ有スルモノト
判断セリ

(六) 砂原少尉稍々後退シ監視哨ニ向ニ記號ニヨリ急ヲ告ケ
タリ時二十時過タリ

(七) 相對峙スルヲ書クニシテ監視哨方向ヨリ蒙古兵、未
ルヲ發見シ直ケニ馳セ寄リ更ニ(口附近ニ前進セントセシ
ニ蒙古兵來ラス遂ニ先ツ監視哨ニ至リ兵ヲ率ニ兩名
牧客、處置ニ出テシ監視哨ニ向ニ後退ス

途中我ノ監視兵三名、後レテ馳セ来ルニ會シ其、未タ
該狀況ヲ警備隊長ニ電話報告シアラサルヲ知ルメ其
不可ヲ叱責シシ、監視哨ニ歸還シ直ニ警備隊長ニ報
告ス

八 砂原少尉ハ部下ヲ率ニ直ケニ柳田平湯、兩名シ牧客
セシト準備中滿洲里警備隊小關少尉(情報主任)言
行動ハ須ク要スヘシト、言ニ接シ右牧客ヲ断念ス
クシテ敵自動貨車敵兵營附近ヨリ(口附近柳田平湯
兩名、倒レシト思ヘン、地点ニ來リ少時、右又兵營
方向ニ去ルヲ望見兩名拉致セラル、モナラ想像シシ、

陸

軍

處置スルトコロナシ

十九時五十分頃滿洲里警備隊長ハ標界石附近ニ於テ
我ガ監視兵二名不法射擊ヲ受ケ戰死ス、
大隊長志波少佐ヲシテ一小隊ヲ率ヒ現地ニ急行セシム

滿軍約一小隊亦之ニ同行ス 時二十三時頃ナリ

(同)志波少佐ハ自動貨車ニヨリ 部下ト共ニ「ツアガシオーラ」
ニ至リシニ柳田伍長 平湯上等兵二名既ニ敵ニ拉致セ
ラレタリト、報ニ接シ之カ奪回、處置ヲ講スルコトナク

專ラ監視哨附近ヲ確保シ敵ニ備フルニ決セリ

土滿洲里警備隊長ハ第一報受領時ヨリ極力事件

不擴大、方針ヲ確守シアリ

爾後兩名敵方ニ拉致セラレタル、報ニ接ニシモ之カ奪

回、專ラ外交交渉ニヨルコトトシ兵力ヲ以テ奪回、企圖
ヲ有セス事件發生後速ニ滿洲里特務機關、憲兵隊並

二領事ト連絡シ領事ヨリハ取敢スハ領事ニ對シ不法射
擊ニ對スル抗議ヲナサシメ現在ニ至ル。

四處置

(一) 第度勃發スルヤ師團ヨリ直ナニ原參謀ヲ現地ニ派
遣シ狀況ヲ調査セシム

(二) 師團長ハ十一月四日滿洲里警備隊長ヲ海拉爾ニ招
致シ狀況ヲ聽取スルト共ニ將來一層對敵觀念ヲ旺盛ニシ
警戒ヲ嚴ニシ以テ敵ニ乘セテルコトナキ様訓示ヲ與ヘタリ
五責任者ニ對スル處分

警備隊長

陸軍步兵中佐 松尾勇太郎

警備ニ關シ部下ノ教育指導適切ナラサリシニ依

リ輕謹慎五日ニ處ス

師團長

理由

警備隊中隊附陸軍歩兵少尉砂原正嗣ハ昭和
十三年十一月一日「ツアガシオーラ」國境監視哨長
トシテ服務中前方高地ニ於ケルノ聯兵ノ行
動ヲ偵察シ且國境附近ニ出没スルノ聯兵候
ヲ駆逐スル目的ヲ以テ航空兵伍長柳田儀平
及歩兵上等兵平湯政續二名ヲ率ヒ巡察中不
意ニ敵襲撃ヲ受ケ部下二名カ倒サルヤ生死
不明、儘殘置シ直ニ之ヲ收容スルノ處置ヲ講矣
又同時監視哨ニアリシ歩兵伍長中尾福市以
下モ巡察トノ連絡不十分ニシテ遂ニ前記二名身柄
ヲ敵擄致セラレ國軍ノ威信ヲ毀ナ且軍統率
上悪影響ヲ胎スニ至ルハ畢竟國境問題ニ關
スル認識不十分ナルミナラス對敵觀念ノ缺如シア

ルニ起因スルモノニシテ警備隊長、警備二關スル
部下教育指導適切ナラサリシニ依ルモノト認メ
言證書ノ通一處分ス

(二)

陸軍歩兵少佐 志波常一

監視哨長砂原少尉カ不意、敵襲ニ際シ機宜、
處置ヲ誤リ部下ニ名ヲ敵手ニ委シムハ警備
擔任大隊長トシテ平素ノ教育指導十分ナラ
サリシ科ニ依リ輕謹慎五日ニ處ス

理由 警備隊長

昭和十三年十一月一日ツアガニオーラ國境監視哨
前方ニ於テ巡察中ノ砂原少尉以下三名ノ軍
ノ射撃ヲ受ケ下士官以下二名倒サレ生死不明、儘
身柄ヲ拉致セラタルハ警備擔任大隊長トシテ

0826 0827

砂原少尉ミサハラ ナイジ 對シテハ小松原部隊長ヨリ免官

處分、上申ラナス

砂原少尉ミサハラ ナイジ 一免官免官手続ヤチ

御
詔
諭

平素、教育十分ナラサリシモノナリ

(三) 陸軍歩兵少尉 矢原正嗣

「アガシオーラ」國境監視哨前方國境附近進攻中不意ニ敵襲撃ヲ受ケ機宜、處置ヲ失シ遂ニ部下ニ名ヲ敵委シテレ科重謹慎十日ニ處ス

大隊長

理由

昭和十三年十一月一日「アガシオーラ」國境監視哨前方高地ニ於ケルソ聯兵、行動ヲ偵察シ且國境附近ニ出没スルヲ聯兵候ヲ駆逐スル目的ヲ以テ柳田航空兵伍長及歩兵上等兵平湯政續ヲ率ヒ巡察中不意ニ襲撃ヲ受ケ部下ニ名ヲ倒サルニヤ生死不明、儘現地ニ残置シテ之ヲ收容スル、處置ヲナサス遂ニ敵ニ拉致セラルニ至リヌルハ將校トシテ思慮、周

密ヲ缺キ且不時事變ニ處スル果敢斷行、決心ニ缺ケ將校タルノ体面ヲ敗シタルニ依ル

尚本件ハ國軍ノ威信ニ關シ又將校トシテ士道ノ
教導ニ於テ遺憾、點多ク免官ニモ值スヘキモノト
思考セラル節マルモ本人ハ經驗尚淺ノ恩慮ノ
周到ヲ缺キタルモノニシテ一面同情ノ餘地亦甚少
テス依テ最大限懲罰ヲ科シ將來ヲ戒メタルモ一
ナリ

(四)

陸軍歩兵少尉 砂原正嗣

右者重慎二十日ヲ加罰入

理由 警備隊長

大隊長ノ罰權最大限ニテハ輕キニ失スルヲ以テ加
罰ス

(五)

陸軍歩兵伍長 中尾福市

國境監視哨服務中 國境附近巡察者
 襲撃響ヲ受ケタル際ニ於ケル機宜にて置ヲ失シ
 ナル科 重謹慎二十日ニ處ス

理由 大隊長

昭和十三年十一月一日ツアガニオーラ國境監視哨
 前方ニ於テ國境附近巡察中、砂原少尉
 以下三名ノ行動ニ注意連絡應援、處置ヲ講ス
 ハキ手銃ヲ採ルヘキニ拘ラス其處置ヲナスコトナク
 漫然タル監視ヲナシ國境附近ニ於テ不意ニ敵ノ
 襲撃響ヲ受ケ若戰遂ニ二名ヲ生死不明、一體敵ニ
 拉致セラル、至ル送事件ヲ知ラス應援ニ得サルニ至
 レルハ下士官トシテ其處置適當ナルニ依ル

陸

軍

(六)

陸軍歩兵伍長 中尾福市

右者重謹慎十日ヲ加罰ス

敬言備隊長

理由

大隊長ノ罰権最大限ニハ輕キニ失スヲ以テ加罰ス

0830

(本部用紙)

圖景寫ム望ニ点地生發件事リヨ哨視監「ラーオンガアツ」

